日本学生支援機構奨学金 奨学生の皆様へ

「在学猶予願

をご存じですか?



日本学生支援機構奨学金は貸与終了の翌月から 数えて7ヶ月目の月より返還が開始されます。

奨学金の貸与終了後に大学、大学院等に進学ま たは休学等の事由により引き続き在学中の方は 『在学猶予願』を提出することで返還期限が猶予 されます。

スカラネット・パーソナルよりログインをして. 「在学猶予願」を入力すれば手続きは完了です。 以前お渡ししたプリントを読みながら、手続きを 進めてください。

者● 対 象

①本学入学(進学)以前に、高校・高専・短大・大学・大学院等において、 日本学生支援機構奨学金を受けていた者

※予約採用者(高校予約採用・大学院予約採用)が進学した場合は、 「進学届」(インターネットでの入力手続き)<mark>で前奨学生番号の入力を</mark> することで在学猶予手続が出来ます。

②以前に日本学生支援機構奨学生であった者で、標準修業年限を超えて (留年等)在学する者(卒業まで毎年度手続き<mark>が必要です。)</mark>

スカラネット・パーソナルで「在学猶予願」を入力する 2023年4月1日~4月23日

※2023年3月31日以前の提出は無効です。

掲示期限:2023.5.30

「在学猶予願」の方法は既にお渡ししているプリントを参照し<mark>てください。</mark> わからない(または無くした)人はホームページをご覧くださ<mark>い。→→→</mark>



【連絡先】学生支援部 経済支援担当(全学教育棟 1 階) Tel 学部生:096-342-212<mark>9 大学院生:096-342-2125</mark>